

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	水道料金の減免	
根拠条例等・条項	堺市水道事業給水条例第32条 堺市水道事業給水条例施行規程第22条	
所 管 課	サービス推進部	事業サービス課
審 査 基 準	<p>善良な管理者の注意をもって給水装置等の管理をしていたにもかかわらず、給水装置等の破損等により漏水した場合に適用する。</p> <p>(免除) 漏水水量の全量</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災により漏水した場合 2 使用者が生活保護法による扶助を受けている場合 3 修理等を依頼したにもかかわらず、修繕が遅延した場合 4 消防局が消火活動及び消防訓練のために私設消火栓等を使用した場合 <p>(一部減額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給水管及び貯水槽方式における導管のうち、地中又は建物の壁の中等に設置されているものの破損による漏水 計量期間 2か月 漏水量の50% 計量期間 1か月 漏水量の35% 2 1のうちメーター又は子メーターの口径が20mm以下の場合及び25mm以上で住居専用住宅である給水装置の場合には、減量後の更正水量が認定水量の3倍を超える時は、認定水量の3倍とする。ただし認定水量の3倍が20m³未満の場合の更正水量は20m³とする。 3 その他（給水栓の不良を除く。） 漏水水量の30% <p>(減額対象期間) 修繕完了日の1年前から修繕完了日までの計量期間の1回分</p> <p>(添付書類) 修繕済みを証明する書類 罹災証明又はその写し 保護証明書又はその写し 水道水使用証明書又はその写し</p> <p>(堺市水道事業給水条例施行規程第22条) 管理者は、給水装置、貯水槽又は貯水槽の下流側の給水設備の破損による漏水等の場合において、その漏水等が明らかであり、かつ、やむを得ないと認めるときは、修繕等を行った使用者、所有者又は総代人の申請により修繕済であること又はその事実を確認の上、料金を減額し、又は免除することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	漏水水量又は認定水量を確定するため、次回検針を待つ必要がある場合があるため。